

清瀬市指定管理者制度導入施設における モニタリング指針

令和5年6月改訂
清瀬市

目次

1. 指針の策定と改訂について	1
2. モニタリングの定義	1
3. モニタリングの目的	1
4. モニタリングの法的根拠	2
5. モニタリングの流れ	2
6. 最終評価の実施頻度	3
7. モニタリングの手順	4
8. 評価の区分・基準	6
9. 評価結果の利活用	8

1. 本指針の趣旨

本指針は、清瀬市の指定管理者制度を導入した公の施設について、当該施設の管理に関するモニタリングの考え方及び実施方法について定めるものである。

指定管理者制度は、民間活力の導入によって市民サービスの向上を期待するものであるが、対象となる施設自体は、市が設置及び管理の責任を負う公の施設である。そのため市は、指定管理者による施設の管理運営状況について、定期又は随時に監査や評価、改善に向けた指導等を行う必要がある。本指針に沿って、モニタリングを実施することにより、指定管理者制度導入施設の適正な管理運営を保ち、市民サービスを継続的に向上させることを目的とする。

2. モニタリングの定義

モニタリングとは、指定管理者が法令や条例等を遵守し、事業計画や各種協定等を確実に履行しているかを審査するとともに、市民サービスの水準や費用対効果、施設の価値を最大限に高めているか等の包括的な観点から、市が指定管理者を評価することである。

3. モニタリングの目的

モニタリングの主な目的は次の4点である。

- ① 指定管理者が法令や条例等を遵守しているかを監査すること
- ② 民間活力の導入効果（市民サービスの水準、費用対効果等）を測定すること
- ③ 行政の視点から管理運営状況を評価し、改善すべき課題を抽出すること
- ④ 管理運営状況の優良な指定管理者にインセンティブを与えること

4. モニタリングの法的根拠

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条において、指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関する事業報告書を作成し、市に提出することが義務づけられている。また、市は指定管理者に対し、業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地調査又は必要な指示をすることができ、指示に従わないときは、指定の取り消し、管理業務の停止等を命ずることができるとしている。

市は、当該法に基づきモニタリングを実施するため、モニタリングを通して行う指示・指導等は法的効力を具備する。

5. モニタリングの流れ

指定管理者が各年度の事業計画書に基づいた管理運営を行っているかを評価するため、モニタリングは年度終了後に行うこととする。

なお、モニタリングの客観性と公平性を高めるため、複数の視点から評価することが望ましい。そのため、モニタリングは次の3段階に分けて実施する。

※モニタリングの段階と評価者

	評価者	内容
一次評価	指定管理者・市（施設所管課）	指定管理者自身による自己評価を行う。 施設所管課は、指定管理者による自己評価を審査するとともに、施設所管課の立場から評価する。
二次評価	指定管理者 評価委員会	一次評価が適正であるかを審査するとともに、より客観的・俯瞰的な視点から公平・公正に評価し、評価結果を市長に報告する。
最終評価	市長	二次評価を受けて市としての最終評価を決定し、指定管理者に通知する。

※指定管理者制度導入施設のうち、下清戸集会所については、地域住民から構成される下清戸地区自治会が管理しており、指定管理料を支出していないため評価対象から除外する。

6. 最終評価の実施頻度

モニタリングは毎年度終了後に行うこととするが、最終評価まで実施する頻度は次のとおりとする。指定期間が5年間の場合、最終評価まで実施するのは原則として3回となる。

なお、指定期間終了後、引き続いて指定管理業務を行わない場合、最終年度の管理運営実績については、翌年度一次評価のみ実施する。

※指定管理者評価委員会による評価の時期（指定期間が5年間の場合）

年次	モニタリング	備考
初年度	— (運営実績がないため評価不能)	前年度から引き続き指定管理業務を行っている場合、一次評価のみ行う。
2年目	最終評価まで	初年度の管理運営状況を調査し、課題を抽出する。
3年目	原則として一次評価のみ	下記（※）参照
4年目	最終評価まで	抽出した課題の改善状況を確認する。
最終年度	最終評価まで (最終総合評価)	4年間の管理運営実績を踏まえた最終総合評価を行う。

（※）3年目は、

- ①「前年度の最終評価がB以上である」
 - ②「当年度の一次評価（自己評価・所管課評価）の全評価項目がB以上である」
- 以上2つの条件を満たす場合は一次評価のみ実施することとする。ただし、市長が必要と認める場合は、最終評価まで実施することとする。

なお、各年度の最終評価は市ホームページ等で公表することとするが、一次評価（自己評価・所管課評価）は市長の評価ではないため、外部への公表は行わない。

7. モニタリングの手順

(1) 一次評価（指定管理者及び施設所管課による評価）

① 指定管理者が行うこと

- ・モニタリング対象年度の事業計画書の提出
- ・モニタリング対象年度の事業報告書の提出
- ・各種資料の提出
利用者アンケートや第三者評価の報告書など、モニタリングの資料となるもの。アンケート結果等は適宜集計すること。
- ・「令和〇〇年度事業 一次評価シート（指定管理者用）」の作成
「【別紙1】指定管理者モニタリング 令和〇〇年度事業 一次評価シート（指定管理者用）」を記入し、自己評価を行う。

② 施設所管課が行うこと

- ・施設管理について監査
指定管理者が法令や条例等を遵守しているかを監査する。必要に応じて指定管理者とのヒアリングや実地調査を行う。
- ・資料の審査
指定管理者から提出を受けた各種資料に不備がないかを審査する。
- ・指定管理者による自己評価の審査
指定管理者が作成した「【別紙1】指定管理者モニタリング 令和〇〇年度事業 一次評価シート（指定管理者用）」が適正に作成されているかを審査する。
- ・「令和〇〇年度事業 一次評価シート（施設所管課用）」の作成
「【別紙2】指定管理者モニタリング 令和〇〇年度事業 一次評価シート（施設所管課用）」を記入し、施設所管課の視点から評価を行う。指定管理者による自己評価と乖離がある場合、その理由を調査する。

(2) 二次評価（指定管理者評価委員会による評価）

下記の職員で構成する指定管理者評価委員会を設置し、二次評価を行う。

※指定管理者評価委員会

委員長	経営政策部長
副委員長	総務部長
委員	未来創造課長
委員	財政課長
委員	総務課長
委員	その他市長が必要と認める者

- ・一次評価（指定管理者、施設所管課）の審査
指定管理者及び施設所管課が作成した「令和〇〇年度事業 一次評価シート」が適正に作成されているかを審査する。
- ・施設所管課に対するヒアリング
指定管理者の管理運営状況について、施設所管課に対してヒアリングを行う。ヒアリングの他、必要に応じて各関係者からの意見聴取や実地調査も行う。
- ・「令和〇〇年度事業 二次評価シート（指定管理者評価委員会用）」の作成
上記のヒアリング等を通じて、「【別紙3】令和〇〇年度事業 二次評価シート（指定管理者評価委員会用）」を作成し、客観的・俯瞰的な視点から公平・公正に評価を行う。
- ・二次評価の結果を市長へ報告
二次評価を市長に報告する。

(3) 最終評価（市長による評価）

- ・最終評価
二次評価を受けて市長による最終評価を決定する。
- ・指定管理者に通知
最終評価の結果を「【別紙4】令和〇〇年度事業 最終評価」の形式で指定管理者に通知する。
- ・改善指導
モニタリングの結果、指定管理者による管理運営に改善の必要があると認められた場合、「【別紙5】改善指導書」を作成して当該指定管理者に通知する。改善指導を受けた指定管理者は、「【別紙6】改善計画書」を作成して市長に提出することとする。
なお、管理運営上の課題を指定管理者が認識しており、改善計画を策定している場合、市長は改善指導を省略することができる。

8. 評価の区分・基準

(1) 評価の区分

- ・一次評価（指定管理者、施設所管課）
モニタリングにおける評価の区分は、下記の4区分とし、「(2) 評価の基準」に沿って評価項目ごとに評価する。

区分	評価項目
I. 市民サービス	4項目（【別紙】評価シートのとおり）
II. 事業展開	6項目（ 〃 ）
III. 施設管理・体制	6項目（ 〃 ）
IV. 収支等	4項目（ 〃 ）
	合計20項目

・二次評価

二次評価は、評価項目ごとに評価を行った上で、より総合的な観点から、区分ごとの評価を行う。

・最終評価

最終評価は、総合的な観点から、区分ごとの評価を行う。

(2) 評価の基準

各評価は、以下の基準に沿って評価する。

評価	基準	備考
AA	計画書等に基づく管理を行ったことに加え、独自性のある取り組み・事業展開を行い、成果を得た。また、その成果に対し、利用者・第三者等から高い評価を受けた。 (計画書に掲載されているものについても、独自性のあるものは評価対象とする。)	根拠資料の添付が必要
A	計画書等に基づく管理を行ったことに加え、独自性のある取り組み・事業展開を行い、成果を得た。 (計画書に掲載されているものについても、独自性のあるものは評価対象とする。)	根拠資料の添付が必要
B	計画書等に基づく管理を行った。	
C	おおむね計画書等に基づく管理を行ったが不備がある。	
D	計画書等に基づく管理ができなかった。 (指定管理者に責任があるもの。)	

(3) 総合評価の基準

- ・一次評価（指定管理者、施設所管課）

評価項目別の得点（AA：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点）を合計した総合得点を基準とし、その他条件等を勘案して決定する。

総合評価 (一次評価)	総合得点 (100点満点)	その他条件
AA	70点～	全20項目においてC及びDがない。
A	65点～	全20項目においてC及びDがない。
B	60点～	全20項目においてDがない。
C	55点～	—
D	～54点	—

- ・二次評価及び最終評価

区分別の得点（AA：25点、A：20点、B：15点、C：10点、D：5点）を合計した総合得点を基準とし、その他条件等を勘案して決定する。

総合評価 (二次評価・ 最終評価)	総合得点 (100点満点)	条件
AA	80点～	全4区分においてC及びDがない。
A	70点～	全4区分においてC及びDがない。
B	60点～	全4区分においてDがない。
C	55点～	—
D	55点未満	—

9. 評価結果の利活用

指定管理期間の最終年度に行う最終総合評価の結果を、次期指定管理者選定の際に活用することとする。最終総合評価が優良であった場合の加算等については、公平性・競争性の担保及び市の説明責任等を鑑みながら行うこととする。